

# ドイツ年金制度の変容

小 椰 治 宣

## 1. はじめに

ドイツの公的年金制度は、「ビスマルク社会保険」の柱の一つとして19世紀末（1891年）に立法化された障害・老齢年金保険をその直接の起源としている。当時保険料は賃金等級別に徴収され、年金給付に際してはその拠出に応じて格差が設けられた。「能力主義」の重視である。その背景には、勤労生活と年金生活との間の格差をできるだけ小さいものにする（退職前と後との生活水準の連続性の確保）が、高齢者の福祉にとっては不可欠であるという思想が貫かれていた。ドイツにあっては公的年金の主たる目的が、国民の最低生活の保障にあったわけではない。だがその一方で、ビスマルク時代から年金財源には一定の公費が投入されており、これによって低所得者の年金水準の引き上げが図られていたことも事実である<sup>1)</sup>。

こうした「能力主義」は、現在に至っても厳格に貫かれている。また、年金の財源は労使折半の保険料を中心にし、一部公費で補填するものの、あくまでも保険原理を貫くという姿勢は、創設当時から現在に至るまで変わることはない。したがって、受給者間の格差はかなり大きい。それを、さらに徹底させたのが、アデナウアー政権によって1957年に実行された史上最大の画期的改革である。これ以後、「基礎年金」あるいは「最低保障年金」のような、拠出と給付との関連が曖昧となりがちな制度、あるいは社会保険方式に代わる

税方式の導入などは、数度にわたる年金改革においても実施されることはなかった。その意味において、1957年の改革は「能力主義」原則をより徹底させたことになる。「保険原理」・「能力主義」という点では、ドイツの公的年金制度はビスマルク時代より、その連続性を保っているということになるわけである。

だが、一方で「57年改革」は、ドイツの公的年金制度に大きな変革をもたらしたこともまた事実であった。この改革を、DGB（ドイツ労働組合同盟）は、その機関紙『労働の世界』（*Welt der Arbeit*, 1957. 1. 25）のなかで、「社会保険導入以来もっとも重要な社会立法作業」と評している。また、アレンスバッハにある世論調査研究所は、「これまでに、何らかの法律、制度、いわんや憲法や国家のシンボルでさえ、この年金改革ほどのポジティブな反響を獲得した例はないのではないか」と分析してもいた<sup>2)</sup>。

本稿では、このように連続性を保ちながらも、その一方で、戦後の急激な経済変動ならびに1980年代以降の少子・高齢化の進展によって「変容」を遂げてきた（現在もその最中にある）ドイツの公的年金の、その変容の過程を考察の対象としている。それは、公的年金制度そのものの限界ならびに可能性を考究するための手掛かりになるものと思われる。

## 2. 戦後ドイツの年金改革

1957年の年金改革とは、具体的にどのような

ものであったのだろうか。①動的年金 (dynamische Rente) の導入、②積立方式から賦課方式への移行——この二つが、改革の柱であった<sup>4)</sup>。①は、年金生活者の生活水準を維持・上昇させるために年金の給付額を現役勤労者の所得上昇に合わせてスライドさせる「賃金スライド制」の導入のことである。戦後の高度経済成長下で被用者の賃金は大幅に上昇したが、老齢年金の方は現役労働者の賃金の28～32%にまで減価してしまっていた<sup>3)</sup>。退職前生活の維持を建て前とするドイツの年金制度そのものが成立しえない状況だったわけである。

クレスマンは、シュライバーが構想しアデナウアーが実現した、この「動的年金」について、こう述べている。

「賃金の動きに年金を結び合わせるプランは、従来の社会政策的な考え方を打ち破るものであった。連立パートナーの自由民主党 (FDP) が、それを一度も真剣な議論の俎上に載せようとしなかったところからも、このことは明白である<sup>5)</sup>。

だが、この画期的な「動的年金」を実現させるためには、年金財源の調達方法の変更がはからねばならなかった。それが、積立方式から世代間契約に基づく「賦課方式」への移行だったわけである。今や、各国で主流となっているこの方式も、ドイツの「57年年金改革」を起点としていたのである。だが、この財政方式の転換が、その後の年金のあり方に大きな影響を及ぼすことになるが、それについては後述することにした。

また、この改革により最低保障年金 (定額部分) が廃止され (従来は定額部分と報酬比例部分とからなる二階建て年金)、その時々賃金水準を反映させつつ、被保険者の在職中の賃金および保険料納付期間に応じて、年金額を算出する方式が採用された。つまり、わが国のような二階建て年金ではなく、報酬比例部分 (稼働能力に応じた給付) のみの一階建て年金となったわけである。

では、話を「賦課方式」に戻そう。ドイツの公的年金財政は、ビスマルク時代から積立方式で営

まれてきた。ところが、戦後になって給付総額が保険料収入を上回る状況が続くなか、積立金は枯渇しかかっていた。そのような逼迫した財政状況のなかで賃金スライド制を実施することは、不可能であった。そこで、激しい議論の末、新たに導入されたのが「世代間契約」 (Generationenvertrag) の理念に基づく「賦課方式」 (Umlageverfahren)<sup>6)</sup> だったわけである。

その後、CDU/CDS から SPD への政権交代に伴って、給付水準拡大を基調とする第二次年金改革 (1972 年年金改革法) が実施され、支給年齢の弾力化 (早期受給の導入)、自営業者・専業主婦の任意加入制、低所得者への配慮 (「最低所得による年金」、平均所得の75%に達しない場合には、保険料が75%で拠出されたものとみなす) などが盛り込まれた。ちなみに、わが国でも、「福祉元年」と呼ばれたちょうど同じ時期 (1973 年) に、大幅な福祉の拡大に伴って、物価スライド制が導入され、「五万円年金」 (モデル世帯) が実現している。

ところがドイツでは、第二次年金改革実施直後に発生したオイルショックによって、経済・雇用状況は一変し、さらに1980年代に入ると人口高齢化の一層の進展により年金財政は悪化の一途をたどる。その結果、年金財政再建と支出抑制を柱とした構造改革が続けられていくことになる。そうしたなか、女性の年金権の確立を意図して受給資格要件である保険料納付期間が15年から5年へと短縮され (1984年)、さらに「児童養育期間」が導入 (1986年) されている。後者は、少子化対策への新たな対応と見ることができる (この点に関しては後述)。1986年といえば、わが国で基礎年金制度が導入され、それに伴い専業主婦に年金権を付与するための「第三号被保険者」制度が創設された年でもある。両国ともに、足並みをそろえるようにして「女性の年金」の問題が、改正の前面に現れてきたことも興味深い。

1990年代は、第一次年金改革法で確立した基本構造をいかに維持しながら、高齢社会への対応

を図るかが、ドイツでの年金改革の目標となる。そのため第二次年金改革で拡大された給付枠が、絞り込まれていく。受給開始年齢の一律 65 歳への段階的引上げと連邦補助金の見直し、ネット賃金スライド制の導入が、その主な内容であった（1992 年年金改革法）。これによって、2010 年までに 6%ポイント上昇すると見込まれていた保険料率の引き上げ幅が、半分ほどに抑制されることになる。わが国でもやはり、1994 年の年金制度改革で現役世代の負担を緩和すべく、厚生年金の受給開始年齢を、60 歳から 65 歳へ段階的に引き上げることになる。

さらに、政権が交代する直前の 1997 年 12 月に年金改正法（1999 年年金改革法）<sup>7)</sup> が成立しているが、そこでも現行制度の抜本的改変は行われてはいない<sup>8)</sup>。あくまでも、社会保険方式を維持しながら、世代間契約による賦課方式のもとで、従前所得の保障を可能なかぎり実現することが再確認されたのであった。

### 3. 公的年金制度の現状と改革の動向

1998 年 9 月に首相に就任したシュレーダーの率いる連立政権（社会民主党（SPD）と同盟 90 / 緑の党）が直面した年金改革最大の課題は、少子・高齢化の進行に伴って上昇を余儀なくされる保険料率をいかに抑制するかということであった。2001 年に成立し、翌年 1 月に施行された「年金改革法」がその成果の一つである。

改革法の具体的な内容は次のようなものであった<sup>9)</sup>。

- ①保険料上昇の抑制；2020 年までは 20%以内、2030 年の時点でも 22%に抑える。
- ②給付水準の引き下げ；現在はモデル年金（平均的な所得の人が 45 年加入した場合）の給付水準が、現役世代の平均可処分所得の 70%となるように設計されている。この水準を 2010 年から段階的に引き下げて、最終的には 67%とする。
- ③補足的老後保障制度（Zusätzliche Altersvorsor-

ge) の創設；年金の給付水準の引き下げを補うために、任意加入の積立方式の私的年金が導入される。この補足年金は個人年金または企業年金の形をとり、導入時の保険料率を年間所得の 1%、その後 2 年ごとに 1 ポイントずつ引き上げ、最終的には 2008 年に 4%で固定する。基本的には自助努力による私的年金ではあるが、保険料および積立金の利子を非課税とし、低所得者に対する補助を行なう。さらに、国からの補助として、基本補助と児童補助があり、子供の数が増えると加給される仕組になっている。

- ④賃金スライド；過去 2 年間凍結されていた賃金スライドの再開。従来は現役世代の可処分所得の上昇分に応じてスライドされることになっていたが、今後は可処分所得から補足年金の保険料を差し引いた額に応じてスライドされることになる。
- ⑤育児に対する支援；従来は子供一人につき 3 年間は不就労でも平均賃金に相当する額を得ているものとみなして、これを年金給付に反映していた。これに加えて、最年少の子供が 10 歳になるまで報酬を年金計算上 50%プラスした形で評価する。この措置は、結婚の有無にかかわらず適用されることとされている。

年金保険料は、改革を実施しない場合には 2030 年に 26%まで上昇するものと予測されていた。実際に 2000 年の 19.3%から 2001 年には 19.1%に引き下げられている。改革では 2010 年に 18.8%まで引き下げ、その後徐々に引き上げていき、2020 年に 20%とする予定であった。

また、給付水準の引き下げにあっては、連邦参議院での審議が難航し、当初の政府案では現行の賃金代替率 70%を 64%まで引き下げるようになっていた（これはコール政権の改革法と同率）が、労働組合や連立与党左派の要求を配慮した結果、67%に落ち着いたのであった。

では、現在、ドイツの年金生活者は、賃金代替率 70%でどのくらいの年金を手に入れているので

あろうか。ドイツ経済研究所によると、その平均額は、旧西ドイツの男性で1,041ユーロ（1ユーロ＝130円で計算すると、13万5,330円）、女性で475ユーロ（6万1,750円）、旧東ドイツでは男性が1,011ユーロ（13万1,430円）、女性で634ユーロ（8万2,420円）となる（旧東ドイツの女性の年金が高いのは、社会主義時代に女性の九割が就業していたからであろう）<sup>10)</sup>。

ここで、ドイツの年金制度そのものについても簡単に触れておきたい<sup>11)</sup>。公的年金としては、被用者のうち労働者（ブルーカラー）に関しては労働者年金保険（Arbeiterrentenversicherung: ArV）、職員（ホワイトカラー）に関しては職員年金保険（Angestelltenversicherung: AnV）、鉱山従業員に関しては鉱山従業員年金保険（Knappschaftliche Rentenversicherung: KnRV）があり、被用者は原則としてこのいずれかに加入しなければならない（強制加入）。日本の制度と異なり、自営業者などの非被用者は一部（手工業者、看護師、芸術家など）を除いて強制加入対象外だが、任意加入は認められている。したがって、日本のように20歳以上が全員強制加入するような形態の「国民皆年金制度」とはなっていない。

また、官吏や裁判官、あるいは軍人に関しては無拠出の恩給制度（Beamtenversorgung）がこれとは別に存在している。

財源は原則として労使折半の保険料と国庫補助だが、1998年4月からは付加価値税（日本の消費税にあたる）の引上げ分を財源とする追加的な国庫補助が導入され、さらに、1999年4月からは環境税の増収分（ガソリン税の引上げ）も年金財源に加えられることになった。保険料の不足を補う国庫の支出は、1960年に比べて27.5倍に増加し、一年に730億ユーロ（約9兆5,000億円）という膨大な金額に達している。これは、連邦政府支出のほぼ30%にあたる。

老齢年金の支給開始年齢は、原則65歳である。早期支給制度は、一部のケースを除いては2000年から廃止された（予定を前倒して実施）。

すでに述べたように、こうした年金制度が少子・高齢化の大きな波を受けて、今や危機的状況に陥っているわけなのである。ドイツ連邦統計局の試算によれば、出生率が低位（1.4程度）のまま推移すると、総人口は2002年の8,250万人から2050年には6,970万人にまで落ち込む。また、60歳以上の割合は、同じ期間に20.1%から27.6%に増加する一方、20歳未満の人口は、17.1%から10.7%に大きく減少することになる。

こうした背景のもと、2001年の年金制度改革に続く改革を実施するために検討を進めていた政府の諮問委員会（「社会保障の資金調達の持続性に関する委員会」）が、その報告書を、2003年8月末に公表した（この委員会は、委員長ベルト・リュールuppの名をもじって『リュールupp委員会』とも呼ばれている）。

この委員会では、リュールupp委員長を含む27名の委員が、年金ばかりでなく、医療、介護を含めた社会保険制度をどうするかについて、2002年の11月から9カ月にわたって検討してきた。その成果が、この報告書なのである。リュールupp委員長は、「この改革案が、年金生活者が受け取る年金額に痛みを伴う変化をもたらす、負担を増加させるであろうことは確かです。しかし、公的年金制度を将来にわたって長期的に安定させるためには、この痛みは避けて通ることのできないものなのです」と、報告書のなかで断言している。ここでは、そのなかの「年金制度改革案」についてみてみよう<sup>12)</sup>。

2001年改革での保険料抑制と給付水準の引下げは、課題解決へ向けての意義ある一步ではあったが、十分なものではなかった。報告書はそう評価し、次の改革を早急に推し進めることを提言している。報告書は、このままでは2030年までに保険料率は24%を超え、給付水準も低下すると述べており、2001年改革ではその目的を達成できないとしているのである。

委員会の提案する具体策は要約すると次の2点になる。1つは、年金の支給開始年齢を65歳か

ら67歳に引き上げるというものである。もちろん一気に引き上げるのではなく、2011年から引上げを開始し、その後1年につき1ヵ月引上げていき、2035年に完了する。支給年齢の引上げのための前提となる雇用期間の延長には、高齢者の職場の確保が必要となる。

報告書によれば、適切な条件を整え、それを支援するような政策を行えば、高齢者の雇用率は改善するはずで、企業は高齢者にも雇用機会を創出する努力をし、高齢者側もそうした機会をうまく生かせるような教育・訓練を予め受けておくことが必要であるとしている。

リユールップ委員会の具体策の2つ目は、年金算定の場合に給付スライド式のなかに「持続可能ファクター」を取り入れることで、給付上昇を抑制しようというものである。受給者（高齢者）と加入者（勤労者）との比率を「持続可能ファクター」として導入し、高齢化が進行した場合にはスライドが抑制されるようにして、勤労者の保険料負担を軽減しようというのである。これによって、年金受給者数が増え、保険料を払い込む勤労世代の数が減っても、保険料率を上げずにすむことになる。委員会の試算によると、このファクターの導入によって、年0.5%の削減効果が期待できるという。

また、報告書は、公的年金の給付抑制を補うために2002年に新設された任意加入の「補足的老後保障制度」（「リースター年金」）を一層推進する必要があるとし、政府の補助を受けられる人の範囲を拡充し、政府補助を受ける手続きを簡素化することも提案している。実際に、この老後保障年金の加入者は予想をはるかに下回っており、その原因の一つが、政府の補助を受けるための手続きの複雑さにあると考えられたからであった。

リユールップ委員会の提言は、それを依頼した当のシュレーダー政権にとっても苦い薬だったようである。とくに支給年齢を67歳に引上げる点については政界のあちこちから否定的な声が相次いだことも事実である。ところが、委員会報告を

裏付けるように、2001年改革以後も年金財政は悪化し、2020年までに20%以下に抑えたとされた保険料率が、このままでは2004年には20.3%にまで上昇することが明らかになった。そのため、急遽2003年中に年金保険法の一部改正が行われた。その結果、2004年度の保険料率を19.5%に据え置き、年金受給者の介護保険料負担を上げる（従来は保険料の50%を年金保険者が負担していたが、4月1日から全額本人負担となる）などの具体策が実施されたのである。

さらに、政府は年金受給者に対する課税を2005年から強化する政策を打ち出した。「年金課税改革法（Alterseinkünftegesetz）」である。これによると、2005年から年金は段階的に課税されていき<sup>13)</sup>、2040年に新規裁定の場合には所得すべてが課税対象となる。

これに対して、老後保障のための労働者の保険料は段階的に非課税となる。その額は、1年間に2万ユーロ（260万円）を上限とするが、これは公的年金保険の保険料の上限を超えるものであるため、補足的な私的後保障年金への加入を促すことになるものと考えられてもいる。ただし、財政上の理由から完全に実施されるのは2025年であり、それまでは段階的に<sup>14)</sup>非課税枠が引上げられていくことになる。

これに加えて、生命保険の収益に対する課税も将来強化されることになる（新規加入者のみが対象）。また、補足的後保障年金に関しては、現行では老後に同額の年金を受け取るためには女子の方が男子に比べて保険料が15%高く設定されていた。公的年金のような賦課方式ではなく、自分で積立てたものを将来受け取るという積立方式のため、平均余命が長い女子の方が高い掛け金を支払わねばならないことになっていたためである。新制度ではこれを改め、男女の区別のない均一な保険料率を設定することになった。

2004年改革では、支給年齢の開始引上げを除いてリユールップ委員会の提案のほとんどが織り込まれる形で実行されたのである。

#### 4. 年金制度における少子化対策

リユールップ委員会では、年金制度と育児支援との関連をこれまで以上に強化していくという考え方については、議論されたものの採用はされなかった。だが、委員会の最終報告書が公開された(2003年8月)後も、この問題については論戦が続けられてきている。ここでは、キリスト教社会同盟(CSU)党首のシュトイバーと前連邦保健大臣のホルスト・ゼーホファとが中心となって構想されたプランを紹介しておきたい。このプランの趣旨は、あくまでも年金制度のなかで子育て支援をしようというものである。つまり、子供のいる家庭の年金拠出の負担軽減を明確に打ち出したものである。このプランによれば、子育て中の家庭は、子供が12歳に達するまで子供一人あたり50ユーロ(6,500円)の「育児ボーナス」を年金保険から受ける。さらに、高齢年金受給時には追加的に子供一人あたり130マルク(1万7,000円)の「子育て年金」(Kinderrente)を支給されることになる。

ゼーホファは『南ドイツ新聞』のインタビュー<sup>15)</sup>で「わが国にはどちらも必要である」と語っている。その理由は、次のようなことであった。社会保険の財源を確保する上で子供の存在はきわめて重要である。この点は、すでに介護保険に関して出された連邦憲法裁判所の判決でも裏付けられている。その際、子供は社会システムの将来にとってきわめて重要な意味をもっているということがはっきりと確認されたはずである、というのである。

ゼーホファによれば、「子育て年金」は、「女子にとっての独立した社会保障の一片」を確保する上でも意味をもつ。そのための100ユーロの追加的年金は最低目標なのであった。これに対して、CSUの姉妹政党である社会民主同盟(CDU)は反対の立場を取っている。ゼーホファは、CDUのそうした態度に「驚くほかない」としながらさらに次のように続ける。

年金のなかに子育て期間を考慮に入れることは、「同盟(CDU/CSU)の綱領の構成要素の主たるもの」である。独自の「子育て年金」の導入によって、少子化傾向は抑制できるはずなのである。それは同盟が常に求め、努力してきたことである。ゼーホファの見るところ、子供のいない者は決して損失を被ることはない。というのも、彼らは子育てに費やす費用を自らの老後保障の資金に回すことができるからである。「これが、現代の社会政策なのである」と彼は言う。

これに対するCDUの批判は次のようなものである<sup>16)</sup>。CSUのプランは、子供がいない者を、子供がいないということを根拠にして拠出の際にも、年金受給の際にも処罰するようなものと警告する。これに対してCSUは、「これは公平な調整である」と反論している。また、CDUの幹部、ヒルデガルト・ミュラーはこう批判する。子供のいない理由は非常に様々で、キャリアや職場の環境によるばかりではない。CSUプランは、この国を二分しかねない。

とはいえ、CDUも子育てをしている家庭に対する支援に反対しているわけではない。その方法が問題なのである。CDUは税を通じての支援を主張し、CSUはあくまでも年金保険を通じてのそれに固執しているのである。「我々は、税による資金調達に逃げたりはしないのだ」とシュトイバーは主張する。「子育てボーナス」の資金に関しては、子供のいない者が高い保険料を支払うという形で調達すべきであるとする。

CSUの試算によれば、このプランが実施されると、子供のいないグループは初年度に年金保険料が0.1ポイント引上げられる。翌年から段階的に引上げ、12年後に2.7%になったところで固定される。この時点で、子供のいる者といない者との保険料率は、2.7%の格差が生ずるとのことである。

とはいえ、ドイツでは官吏や自営業者などは公的年金に強制加入してはいないので、彼らの場合には子供がいないことを理由に余分な負担を強い

られることはない。CDUの税によるプランでは、官吏や自営業者を含めてすべての納税者が育児助成に協力することになるわけである。労働・社会相、シュミット（SPD）は、CSUは一つのアイデアを提供したという点では評価できるが、それは同時に拠出に応じて給付されるという年金の「等価原則」に反するものだとしている。彼女は「年金権と年金政策とは、特定の人口グループに対する処罰の道具に用いるべきではない」と主張している。

2004年3月になると、CSUは育児家庭への助成を保険料率に格差を設けるのではなく、保険料算定基準額の割増・割引を通じて行う方法へと転換を図った。子育て家庭は、育児期間中は保険料算定所得から500ユーロ（6万5,000円）控除され、子供のいない者は所得を14%割増した上で拠出額が算定されるというものである。CSUの試算によると、算定基準額の上限である月額5,150ユーロ（67万円）以上の所得のある人は、子供がいない場合には、保険料が現行の502ユーロから572ユーロに引上げられることになる。その場合、使用者の負担は変わらないものとされている<sup>17)</sup>。

2005年になっても、例えば、Ifo研究所（Ifo Institute for Economic Research at the University of Munich）所長、ハンス・ヴェルナー・ズィンは、子供の養育を年金給付の際に強く配慮すべきであるとして、子供のいない者の年金を50%切り詰めるべきであるという考えを提起している。リュールuppはこれに真っ向から反対しており、この問題は今後も議論が続けられていくであろう。

ところで、こうした少子化抑制と年金とを関連させた提案は最近に始まったことではない。1970年代に入って合計特殊出生率が急速に低下するにつれて、年金財政の将来を心配する声と相俟って、少子化に歯止めをかけるべく具体的な提案も少なからずなされてきていたのである。出産・育児の期間を年金保険に加入していたものと

みなそうとする「ベイビーヤーレ（Babyjahre）」の構想である。その最初の試みは、1971年10月にSPD/FDP政権が提案した年金改革法案であった。だが、翌72年10月の改正法のなかでは実現をみななかった。その後1980年代に入り、CDU・CSU/FDP政権が、この「ベイビーヤーレ」構想の実現を改めて目指すことになる。

その成果が現れるのは、1985年の年金改正（「遺族年金の改正ならびに年金保険における児童養育期間の承認に関する法律」、86年1月1日施行）のなかでのことであった。実現までに15年の歳月を要したことになる。その内容は、一人の子育てについて1年の保険加入が認定される（実母、義母、養母の別なく、生後1年間子どもを養育した者は、すべて1年間の保険期間を有するものとし、その期間は被保険者の平均賃金の75%を得て保険料を納付していたものとみなす）というものであった<sup>18)</sup>。この「1年間」という期間は、1992年の年金改革法（1989年可決）では「3年間」に延長されることになる。

また、1999年改革に際しても、年金と少子化抑制との関連について活発な議論がなされたことはいうまでもない。「児童養育期間」に関しても、こうした家族政策は、年金制度にのみかかわる問題ではなく、公的責任によって行われるべき性質のものである、という批判がなされた。これは先程論じた「子育てボーナス」に対する批判と同様の見地からなされたものである。つまり、保険料の支払いと年金給付との関連性（保険原理）を重視する立場からすれば、純粋な年金給付以外の費用を保険料から賄うことは不当ということになる。

1997年1月27日に連邦政府の年金保険将来委員会が公表した提言でも、「児童養育期間」にかかる費用は一般的な租税財源により賄うべきとされていた。さらに、子供の数に応じて年金保険料に格差を設けるという方法については、「拠出に応じた給付」という保険原理から外れるとして、委員会では採用されなかった。結局、1997

年12月に可決・公布された「1999年年金改革法」では、「児童養育期間」の評価が段階的に引き上げられることになった。現行では先にも述べた通り、出産後の3年間について、被保険者の平均賃金の75%を得て保険料を払っていたとみなし、年金額にそれが反映されていたが、2000年7月1日からは100%として算定することになったのである。

わが国の2004(平成16)年年金制度改正でも「次世代育成支援措置」の拡充<sup>19)</sup>が図られてはいる。だが、ドイツにおけるような議論の末の産物とは言い難い。年金制度のなかで少子化対策をどう考えるかは、わが国においても、今後大きな課題になっていくものと思われる。それは、年金制度の変容にかかわる重要な問題であるといえよう。

## 5. おわりに

労働の未来研究所(IZA)理事長でありドイツ経済研究所(DIW)所長でもあるツィンマーマンは、次のように述べている。

「1891年にドイツで公的年金がはじめて施行されたとき、老齢年金の支給開始年齢は70歳であった。当時の平均余命は40歳にも満たなかった。そのころに比べると、平均余命は二倍以上となった。現在65歳で年金を受給した者は、その後も15年以上生き続けるわけである。今後とも10年ごとに平均余命は一歳ずつ伸びていくものと予測されている。

ここから当然言えることは、これまでの構造のままでは年金保険は立ち行かなくなることである。」<sup>20)</sup>

ツィンマーマンによれば、現在は100人の勤労者が26人の年金受給者を支えている(3.8人で1人)が、2030年には100人で43人を支える(2.3人で1人)ことになる。ところが、支給年齢を70歳にまで引き上げると、2030年の時点でも現在と変わらない状況を維持できるのだという。

また、2005年8月にドイツ高齢者福祉研究所(DIA)が公表した研究結果によると、医療技術等の進歩によって、大半の者が平均余命よりも5年から7年長生きすることになるという。余命が伸びるということは、年金の受給期間が長くなるということでもある。2003年における老齢年金の平均受給期間は、男が14.3年、女が19.3年(ドイツ年金保険者連合)である。DIAによれば、これは過少評価した数値であり、実際は男が17.4年、女が24.2年に引き上げられるはずだということである<sup>21)</sup>。

こうしたことを考え合わせると、リユールップ委員会が提起した「支給年齢の引き上げ」は避けて通ることができない道ではあろう。だが、年金制度そのものの構造をどう変革させていくべきかという、年金の根本問題にかかわる議論がドイツでは繰り返し行われてきてもいた。今後、新たな政治状況と少子高齢化が一層進展するなか、ドイツの年金制度がどのような方向へ向かうのか、それは、財源問題に終始しがちのわが国の「年金改革」にとっても重要な意味をもつものといえよう。

(日本大学経済学部教授)

## 注

- 1) 小柳治宣(2004)『社会保障の源流』朝文社、p. 195以下を参照。
- 2) Freirich/Frey(1993) *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland* Bd. 3, München, R. Oldenbourg Verlag GmbH, S. 48.
- 3) Hermut Hensen(1977) Zur Geschichte der Rentenfinanzen, in: Reinhart Bartholomaei(ed.), *Sozialpolitik nach 1945*, Bonn-Bad Godesberg, S. 138を参照。
- 4) Jurgen Boeckh/Ernst-Ulrich Huster/Benjamin Benz(2004) *Sozialpolitik in Deutschland*, Wiesbaden, VS Verlag, S. 111fを参照。
- 5) Ch. Klessmann(1982) *Die doppelte Staatsgründung. Deutsche Geschichte 1945-1955*, Bonn, S. 250

を参照。

- 6) 積立金を一切準備せず、必要な年金コストを現役世代の保険料で賄う方式。「世代間契約」を提唱したシュライバー（カトリック社会論の立場に立つ社会政策論者）は、「賦課方式」を継続させていくためには、人口構造の安定化が大前提であることを認識してはいた。だが、実際には将来の少子化を見据えたような措置は、1957年年金改革のなかに盛り込まれることはなかった。シュライバーは、仮に人口構造の変化による年金財政の危機が起こったとしても、一定期間スライドを停止するか、年金開始年齢を2歳引き上げる程度で回避できるものと考えていた。（W. Schreiber, *Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft*, in: E. Boettcher (hrsg.), *Sozialpolitik und Sozialreform*, Tübingen, 1957.）
- 7) 現役勤労者の平均手取り賃金の70%にあたる現行の給付水準（加入期間45年を有し、平均賃金を得ていた場合のモデル年金）を、人口高齢化要素を導入することにより、毎年少しずつ引き下げていき、2030年までに64%にする。これが、改革の柱である。その背景には、年金水準を引き下げても、平均余命が伸びるので、総受給額は前の世代と変わりがなく公平性は保持されるという論理がある。
- 8) これまでも再三提案されてきた租税方式による基本年金の導入や公的年金民営化などの改革は、1999年改革でも議論の俎上には載ったが実現されてはいない。古瀬徹・塩野谷祐一（1999）『先進諸国の社会保障4 ドイツ』東京大学出版会、p. 379以下。松本勝明（2004）『ドイツ社会保障論・年金保険』信山社、p. 60以下。
- 9) 清家篤・府川哲夫編著（2005）『先進5か国の年金改革と日本』丸善プラネット、pp. 47-56。松本勝明、前掲書、pp. 67-78。小槻治宣「ドイツにおける年金改革の動向」『週刊社会保障』第2289号（2004年6月28日）、pp. 50-53を参照。
- 10) 土田武史「ドイツの年金改革を考える」『世界の労働』2004年3月号。小槻治宣、前掲論文。
- 11) 松本勝明、前掲書、清家篤・府川哲夫編著、前掲書、第3章（Harald Conrad）および第4章（府川哲夫）。古瀬徹・塩野谷祐一編、前掲書、第6章（下和田功）。足立正樹『現代ドイツの社会保障』法律文化社、1995年、第9章。ドイツ研究会『ドイツ社会保障総覧』ぎょうせい、1993年。Frerich/Frey, a. a. O.
- 12) リュールupp委員会の報告書については、清家篤・府川哲夫、前掲書、pp. 57-62。小槻治宣、前掲論文、pp. 51-53。また、リュールupp委員会報告書から2004年改革案に至る経緯に関しては、*Züddeutsche Zeitung* の2003年8月から2004年4月の記事を参考としている。
- 13) 利子以外は非課税であったものが、2005年から給付の50%を課税対象とする。その後、2020年まで年2%、2040年まで年1%ずつ課税範囲を拡大していく。
- 14) 現行100%課税を、2005年に60%非課税、その後非課税枠を毎年2%ずつ拡大していく。
- 15) *Züddeutsche Zeitung*, 11. November 2003を参照。
- 16) *Züddeutsche Zeitung*, 11. u. 18. November 2003を参照。
- 17) *Züddeutsche Zeitung*, 8. März 2004を参照。
- 18) 年金請求権を獲得するためには最低5年間（1986年改革により15年から5年に短縮された）の保険加入期間が必要である。したがって、育てた子供が4人以下の専業主婦の場合には（日本のように第三号被保険者の制度はないので）、児童養育期間の承認（ベイビーヤール）だけでは自己の年金請求権を獲得することはできない。だが、不足する期間の保険料相当分を任意に支払うことで最低拠出期間を満たすことができる。この当時、例えば、3人の子供を育てた女性は、2年分の保険料（約2,000マルク）を拠出すれば、月額90マルクの年金請求権を取得することができた。育児期間の参入なしに任意の拠出のみでこれだけの年金を獲得するには、約1万6,300マルクの負担が必要であった。（足立正樹『現代ドイツの社会保障』、p. 184）。

- 19) 現行制度では、厚生年金被保険者が育児休業を取得した場合は、子供が 1 歳に達するまで保険料が免除され、給付算定上、育児休業取得直前の標準報酬月額で保険料を払ったものとみなされている。改正後は、①この免除期間を子供が 3 歳に達するまでに延長する、②子供が 3 歳に達するまでの間、勤務時間短縮等により標準報酬月額が低下した場合、養育開始前の標準報酬月額で金額を算定する。
- 20) *Züddeutsche Zeitung*, 8. August 2005 を参照。
- 21) *Züddeutsche Zeitung*, 3. August 2005 を参照。

### 参考文献

- 足立正樹 (1995) 『現代ドイツの社会保障』法律文化社。
- 小棚治宣 (2004) 『社会保障の源流—ドイツ社会保障の形成過程—』朝文社。
- 小棚治宣 (2004) 「ドイツにおける年金改革の動向」『週刊社会保障』第 2289 号。
- 厚生労働省編 (2003) 『世界の厚生労働 2003』TKC 出版。
- 清家篤・府川哲夫編著 (2005) 『先進 5 か国の年金改革と日本』丸善プラネット。
- 土田武史 (2004) 「ドイツの年金改革を考える」『世界の労働』4 月号。
- ドイツ社会保健省編 (1993) ドイツ研究会訳『ドイツ社会保障総覧』ぎょうせい。
- 古瀬徹・塩野谷祐一編 (1999) 『先進諸国の社会保障 4 ドイツ』東京大学出版会。
- 松本勝明 (1998) 『社会保障構造改革—ドイツにおける取組みと政策の方向—』信山社。
- 松本勝明 (2004) 『ドイツ社会保障論—年金保険—』信山社。
- Johannes Frey and U. Martin Frey (1993) *Handbuch der Geschichte der Sozialpolitik in Deutschland*, Bd. 3 (Sozialpolitik in der Bundesrepublik Deutschland bis zur Herstellung der Deutschen Einheit), München, R. Oldenbourg Verlag GmbH.
- Jürgen Boeckh, Ernst-Ulrich Huster u. Benjamin Benz (2004) *Sozialpolitik in Deutschland*, Wiesbaden, VS Verlag für Sozialwissenschaften.
- Peter A. Kohler and U. Hans F. Zacher (ed.) (1982) *The Evolution of Social Insurance 1881-1981*, London: Frances Pinter.
- W. Schreiber (1957) Existenzsicherheit in der industriellen Gesellschaft, in E. Boettcher (hrsg.), *Sozialpolitik und Sozialreform*, Tübingen.
- Züddeutsche Zeitung*, 1. August 2003 – 30. November 2005.